

習志野市基本構想(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

1. 結果の概要

- ◆実施期間:令和7年11月15日～ 12月15日
- ◆受付件数:合計6件(6名)
- ◆意見件数:28件

2. 意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
1	第4章 計画の基本姿勢 第1節 計画の基本理念章 2. 基本理念	P.61	基本理念「すべての市民が、地域の一員として互いに支えあい、助け合えるまち」は素晴らしいが、この対象の中に外国人は含んでいるのか。	外国人市民は増加傾向にあり、より一層、多文化共生の推進に取り組む必要があると考えております。 そのため、本計画は国籍や人種によらず、市内に暮らすすべての住民を対象としたものとしております。
2	第5章 目標別の施策の展開 基本目標2 認め合い、支え合い、助け合えるまち	P.78	文化や習慣の違いがある人々と、どのように相互理解を深め、認め合い、支え合い、助け合う社会をつくっていくかを説明してほしい	本市では、外国人市民の円滑なコミュニケーションと社会参加を促進するため、日本語教育の推進と、日本の文化や生活ルール・マナーを十分に理解し、習得するための機会の提供を図ることとしております。 また、外国人市民と日本人市民がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができるよう、多様性を尊重する意義について理解を醸成するための広報啓発活動などに取り組んでまいります。
3	第5章 目標別の施策の展開 基本目標2 認め合い、支え合い、助け合えるまち	P.78	習志野市は移民受け入れをするのか、一般市民が認識できる形(広報に掲載するなど)で情報提供を積極的にしてほしい。	習志野市では、現在、独自の移民受け入れに関する施策は行っておりません。
4	第5章 目標別の施策の展開 基本目標2 認め合い、支え合い、助け合えるまち 基本施策4 権利擁護と福祉・人権教育の推進	P.91	性の多様性に関する理解促進をする理由を説明してほしい。	社会全体が多様性社会の実現に向かおうとする一方で、LGBT等の性の多様性に関する正しい理解が進んでいるとは言えず、いまだ多様な性的指向及び性自認・性別違和のある多くの方々が、悩みを抱え、自分らしく生きることが困難な状況に置かれております。 性的指向や性自認・性別違和にかかわらず、誰もが個人として尊重され、その人らしく活躍できる社会の実現を目指し、性の多様性に対する差別や偏見をなくすためには、多様な生き方や価値観を認め合い、その可能性を生かすダイバーシティの取組を推進するとともに、正しい知識と理解の促進が必要であることから、性の多様性に関する理解促進を図ってまいります。
5	第5章 目標別の施策の展開 基本目標1 自ら考え、地域社会に参加できるまち 基本施策2 広報、情報の受発信と福祉情報の共有	P.68	本市における、知的障がい者の生活介護事業所が足りていません。 すべての市民への福祉サービスを充実させるため、日中活動の場を確保するため、市が積極的に動き、本市で生活介護事業が出来る法人の誘致をお願いします。	市内の生活介護施設の受け入れ先確保の重要性は認識しております。確保方策の一つとして、介護保険事業所における共生型サービスの普及啓発を行い、実施拡大に向け取り組んでおります。 また、令和8年より千葉県では、指定障害福祉サービス事業者等の指定に関する意見申出制度が開始されております。他の障害福祉サービスの指定を検討している事業者に対し、生活介護事業所の開設について要望してまいります。
6	第5章 目標別の施策の展開 基本目標2 認め合い、支え合い、助け合えるまち 基本施策6 複雑化・複合化する課題への支援体制の充実	P.98	重層的支援体制整備を健康福祉政策課だけで担当するのは疑問があります。様々な組織を横断的にみていく必要があるのではないのでしょうか?新しく組織を作る、もしくは複数の課で担当する方法を提案します。	本計画において健康福祉政策課を担当課として記載しているのは、事業の制度理解や体制整備など、環境構築に関して中心的な役割を担うためです。 ご指摘のとおり、事業の具体的な運用や支援体制の構築・推進にあたっては、関係する各課・各機関と連携し、取り組むべき事業であると認識しており、必要に応じて庁内体制の見直し等を検討しながら、より実効性の高い体制整備に努めてまいります。

習志野市基本構想(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
7	第5章 目標別の施策の展開 基本目標2 認め合い、支え合い、助け合えるまち 基本施策1 地域交流と居場所の充実	P.80	基本理念で「全ての市民が、地域の一員として互いに支え合い、助け合うまち」をかかげ目指しているところであるにもかかわらず、世代、障がいの有無に関わらずに交流できる機会を「福祉ふれあいまつり」だけで達成しようとするのはあまりにも無理があると思います。	世代や障がいの有無に関わらず交流できる施策としましては福祉ふれあいまつりだけでなく、社会福祉協議会事業や認知症カフェ等においても、該当するものと考えております。
8	第5章 目標別の施策の展開 基本目標2 認め合い、支え合い、助け合えるまち 基本施策1 地域交流と居場所の充実	P.80	基本理念を目指すには“日常的に”世代、障がいの有無、性別、国籍に関わらず交流できる場を設ける必要があります。少子高齢化、福祉サービスの担い手不足等、様々な課題が今後更に深刻化していくなかで”誰も”が役割を持ち、自分の居場所を実感しながら生涯活躍し暮らしていけるような施策を計画に追加してほしい。	ご意見のとおり、「日常的に」世代、障がいの有無、性別、国籍に関わらず交流できる場を設ける必要があると考えております。 習志野市では、本計画の「基本目標2」「基本施策1地域交流と居場所の充実」を中心に、身近な地域で住民の共助を高め、孤独・孤立や困難の早期発見と予防、安心して集える場や地域資源の連携体制を整えるための地域づくりを推進してまいります。
9	第1章 計画の策定にあたって 第2節 関連施策の動向 1. 国の動向	P.13	住宅確保要配慮者の居住支援を強化するために住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(通称:住宅セーフティーネット法)の改正により居住支援協議会の設置が努力義務となったため国の動向に追加していただきたい。	住宅セーフティネット法の改正は大きく①大家と要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境の整備(終身建物賃貸借認可手続の簡素化・認定家賃債務保証業者制度の新設)、②居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進(居住サポート住宅の新設)、③住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化(居住支援協議会設置の努力義務化)とされているため、その旨を計画に反映いたします。
10	第2章 計画策定の基本事項 第1節 計画の位置付けと法的根拠 3. 上位計画および関連計画との整合性	P.15	図の中の連携・整合を図る計画に「住生活基本計画」を追加していただきたい。	本図は、ガイドブックにより示されている連携を確保すべき計画との関係を表したものであることから住生活基本計画の記載はしていません。 しかしながら、ご意見のとおり、本計画の推進にあたっては、住生活基本計画を含む様々な関連計画との連携・整合を図り、推進していくものと認識しております。
11	第3章 習志野市の福祉を取り巻く状況 第2節 地域福祉の現状 3. 障がいのある人を取り巻く状況	P.33	項目を新設してください。 ・障がいを理由とする差別や合理的配慮に関する状況 障がいを理由とする差別や合理的配慮に関する相談数 ・障がいのある人の居住支援に関する相談の状況 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(通称:障害者総合支援法)の居住サポート事業の相談件数	障がいを理由とする差別の解消は障がいのある人に対する偏見や差別のない共生社会の実現を目指す上で重要な施策であり、差別解消支援地域協議会として件数を把握していることから、項目を新設します。 居住サポート事業については、障がい者基本計画において項目として記載していないため、上位計画に当たる地域福祉計画においても項目としては新設しません。
12	第5章 目標別の施策の展開 基本目標1 自ら考え、地域社会に参加できるまち 基本施策4 社会参加と生きがいづくり	P.77	26 余暇活動充実のための支援 文章を追記してください。 「地域活動支援センター」や「日中一時支援事業」での障害のある人の余暇活動の推進を図ります。	障がいのある人の余暇活動の充実のために必要な事業であるため、左記の文章を追記します。
13	第5章 目標別の施策の展開 基本目標1 自ら考え、地域社会に参加できるまち 基本施策4 社会参加と生きがいづくり	P.77	P77 基本施策4 社会参加と生きがいづくり 《公助》市が取り組むこと 項目を新設してください。 事業名 / 障がい者の雇用の機会と拡大及び雇用促進 事業内容 / 令和7年度より、障がい者の雇用の機会の拡大及び事業者の障がい者雇用の促進を図るため、公共職業安定所、特別支援学校、福祉施設等の紹介により、市内に居住する障がい者を職業実習で受け入れた事業主に対し「障がい者職場実習奨励金」を交付しています。その周知と拡充に努めます。	障がいのある方の就労機会の拡大と事業者における障がい者雇用の促進を図ることが重要であると考えています。 障がい者職場実習奨励金については、施策No.26「“働ける・働きたい”の意識醸成につながる支援、就業環境の整備、余暇活動充実のための支援」の事業内容に追記させていただきます。

習志野市基本構想(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
14	第5章 目標別の施策の展開 基本目標3 安全で安心して住み続けられるまち 基本施策2 地域の防災・防犯・交通安全体制の推進	P.104	P104 基本施策2 地域の防災・防犯・交通安全の推進 《公助》市が取り組むこと 項目を新設してください 事業名 / 「ならとも避難ぷらん」作成の拡充 事業内容 / 災害時に電源確保などの必要な医療的ケア児者者などの、「ならとも避難ぷらん」作成の拡充に努めます。 ※すでに障がい福祉課では、医療的ケア児の「ならとも避難ぷらん」の作成が始まっています。今後、地域住民や事業者などの協力を得て「ならとも避難ぷらん」の拡大と充実を図る必要があります。	ご意見のありました「ならとも避難ぷらん」につきましては、人工呼吸器等の医療機器を日常的に使用する医療的ケア児者等が、災害時においても必要な電源や支援を確保し、安心して避難するために重要であると認識しております。 「ならとも避難ぷらん」は、災害時の円滑な避難につなげることを目的とした個別避難計画であり、平時からの備えとして有効な取組であると考えております。 現状、本市では「ならとも避難ぷらん」の作成のサポートを行っており、自助・共助の一環として、考えていることから、市が取り組む事業としては掲載しておりません。今後の「ならとも避難ぷらん」の位置づけについては引き続き検討を進めてまいります。
15	第5章 目標別の施策の展開 基本目標2 認め合い、支え合い、助け合えるまち 基本施策1 地域交流と居場所の充実	P.80	P80 基本施策1 地域交流と居場所の充実 《公助》市が取り組むこと 38 公民館の施設提供 文章を追記してください 高齢者・障害のある人・経済的課題を抱えた人・子育て中の人・外国人などのあらゆる人が社会教育活動の機会が保証され、誰もが使いやすい公民館を目指し、公民館講座の実施や施設提供を通じて、市民交流の場づくりを支援します。 ※障がいのある人の公民館の利用はハードルが高く利用が進んでいない実態があります。すべての市民がより利用しやすい公民館にするための工夫が必要と考えます。	ご意見があった市の施策について、次のとおり追記いたします。 「公民館講座の実施や施設提供を通じて、誰もが使いやすい市民交流の場づくりを支援します。」
16	第5章 目標別の施策の展開 基本目標2 認め合い、支え合い、助け合えるまち 基本施策4 権利擁護と福祉・人権教育の推進	P.91	P91 基本施策4 権利擁護と福祉・人権教育の推進 《公助》市が取り組むこと 62 権利擁護事業 内容を追記してください 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称:障害者差別解消法)における相談についての内容 ※障がい当事者が差別と感ずる事案や合理的配慮のないと感ずられる事案についての相談は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称:障害者差別解消法)施行の平成28年から、障がい福祉課で受けています。	障がいのある人の権利擁護として、障がいを理由とする差別の解消は障がいのある人に対する偏見や差別のない共生社会の実現を目指す上で重要な施策であることから、実施している内容を追加します。
17	第5章 目標別の施策の展開 基本目標3 安全で安心して住み続けられるまち 基本施策1 地域のニーズに対応したサービス提供の促進	P.101	住宅の確保に困窮している世帯への居住支援が不足しています。住宅確保要配慮者の居住支援について複数の担当部署と不動産事業者、民間の支援機関等における課題の共有をする機会がないため、計画内の「社会的な背景」、「施策の考え方」、「《公助》市が取り組むこと」に居住支援協議会を設立する旨記載していただきたい。	住宅確保要配慮者への居住支援の重要性、必要性については、同様に認識しております。国では、令和7年10月からいわゆる「改正住宅セーフティネット法」が施行され、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備などが位置づけられています。今現在、習志野市の居住支援協議会を設置する予定はございませんが、習志野市が抱える居住支援に関する課題を具体的に整理した上で、施策を検討してまいりたいと考えております。
18	第5章 目標別の施策の展開 基本目標2 認め合い、支え合い、助け合えるまち 基本施策5 必要な人へ届ける支援の充実	P.92	理念とする”互いに支え合い、助け合うまち”に異論はありません。福祉では、新しい制度の体制の整備が先行、なかなか市民の困窮に届いていないことが多々あります。高齢者・障がい・病者・児童・生活困窮・災害者への重点施策社会資源の拡充も示していただきたい。	ご指摘については、基本目標2・基本施策5に記載させていただいているとおり、必要な人への届ける支援の充実を図ってまいります。さらに充実した支援が行えるよう、新規事業(市の施策番号の下に「新規」と記載)も行なってまいります。
19	第4章 計画の基本姿勢 第2節 計画の基本目標 3. 成果指標の設定	P.64	当計画案は150pに4つの基本目標15の基本施策130の目標別施策が記されていますが具体的な成果目標が見えず難解です。市民には基本施策を促進推進整備充実のさきにある分かりやすく具体的な目標を示していただきたい。	本計画は、地域福祉を推進するうえでの、基本的な方向性や理念を明らかにするものであることから、130の施策について、個別の成果目標は設定しておりません。それぞれの施策を推進することで、第4章、第2節、3で設定している成果指標を達成しようと考えております。

習志野市基本構想(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
20	第5章 目標別の施策の展開 基本目標1 自ら考え、地域社会に参加できるまち 基本施策2 広報、情報の受発信と福祉情報の共有	P.70	当計画に福祉推進者の役割に共助公助互助の中心に自助が位置づけられていますが困窮者の自助は合理的配慮との整合性とで考えるものと思います。	ご指摘の通り、困窮者、特に困窮している障がい者の方の自助には、合理的配慮を行うことが、重要なことと考えます。 市としては、合理的配慮についてはハード面だけでなく、ソフト面においても多様な取組みができることを、より多くの人にとっていただくため、引き続き、各種広報媒体等を活用して周知していくよう努めてまいります。
21	第5章 目標別の施策の展開 基本目標2 認め合い、支え合い、助け合えるまち 基本施策3 市民協働と地域課題の共有	P85	市に福祉に対する市民活動を助成し関係機関と調整知見と調整力、決定力を持った責任者スタッフによる部署の設立常設いつも開かれている(自治体は新しい公共の相互協力関係を構築するプラットフォームビルダーへの転換が必要)	福祉分野において、市民活動を支援し、関係機関との調整を担う機能や、行政が多様な主体をつなぐ役割の重要性については、本市としても認識しております。関係部署が連携しながら市民活動への支援や調整を行い、分野横断的な連携や調整機能の強化を図ってまいります。
22	第5章 目標別の施策の展開 基本目標2 認め合い、支え合い、助け合えるまち 基本施策1 地域交流と居場所の充実 基本施策2 地域の見守りと子ども・若者の健やかな成長支援	P.78 P.81	市民による福祉活動は数多く存在するものの、世間に知られておらず、会員だけの活動にとどまり閉鎖的です。今後は、誰もが参加できる開かれた形で、市民・支援者・関係者が連携し、継続的かつ創造的に社会的役割を果たしていくことが求められます。そのため、行政や民間と連携したリビングラボのような取組や、少額でも継続的な経済的支援が期待されます。 また、高齢者・障がい者・困窮者が安心して過ごせる「居場所」の確保が必要です。新たな公共施設の建設が難しい中、既存の公共施設や利用の少ない町会会館等を活用し、福祉相談機能の併設や、理解ある職員の配置など、排除しない場づくりを進めることが重要です。	地域福祉の推進にあたっては、人と人、人と活動がつながることが重要であると認識しております。 本市では基本目標2基本施策1「地域交流と居場所の充実」及び基本目標2基本施策2「地域の見守りと子ども・若者の健やかな成長支援」を中心に、市民や関係団体等が相互に連携し、「認め合い、支え合い、助け合えるまち」の実現に向けた取組を推進してまいります。
23	第5章 目標別の施策の展開 基本目標1 自ら考え、地域社会に参加できるまち 基本施策3 きめ細かな相談支援体制の整備	P.71	24時間福祉ホットライン(福祉の相談ができる体制づくり)を設置してほしい	困りごとを抱えた方が相談しやすい体制の整備は重要な課題であると認識しておりますが、24時間福祉ホットラインの設置は現状検討しておりません。 基本目標1・基本施策3にて相談体制の強化を図ってまいります。
24	第5章 目標別の施策の展開 基本目標2 認め合い、支え合い、助け合えるまち 基本施策3 市民協働と地域課題の共有	P85	市民との交流を費用がかからず行えること・看護介護警備清掃などに携わっている人に市のねぎらい表彰・市民の挨拶・親切運動・市民パーティの開催市民は市の部課長の顔を知らない公共施設の責任者の顔を知らないそれぞれ工夫してあんぱんパーティなどなど気軽に市民と交流願いたい	地域福祉も含め、市民協働のまちづくりを推進するためには、日頃から市政を支えてくださっている皆様との交流を深めていくことが重要であると認識しております。 地区担当制を通じて、職員が市民の皆さまと直接触れ合う機会を設けております。また、各施策の実施やイベントの開催等においては、市民や関係団体の皆様との意見交換や目的の共有を行うなど交流を通じることで、より良い施策の実施と市民協働の実現を目指しています。
25	第5章 目標別の施策の展開 基本目標2 認め合い、支え合い、助け合えるまち 基本施策2 地域の見守りと子ども・若者の健やかな成長支援	P.81	No 43 地域の見守りと子どもの健全育成  プレーパークなども青少年の健全育成としての機能を果たす場になると考えます。さらにプレイワーカーが在中する「常設」の場があるとよい。 習志野市には魅力的な青少年育成のプログラムが少ないと感じている。今後の支援に期待しています。	本市におけるプレーパークにつきましては、プラッツ習志野において指定管理者が事業を実施しているほか、民間団体のパンフレットを要望に応じて市役所窓口へ配架するなどの対応をしております。 また、プラッツ習志野内のフューチャーセンターにおいては、プレーパークの新規実施を含む相談への対応が可能です。 移動式遊び場の活用やプレイリーダーの配置などにつきましても、様々な主体との交流・協働によるまちづくりの観点から、市民活動との連携を一層推進してまいります。 本市では青少年健全育成活動を効果的に進めるために、市内で活動する青少年育成団体で構成される協議会を設置し、団体相互の情報交換や青少年指導者の育成に努め、青少年育成団体相互の理解と連携の強化を図っています。多様な青少年育成プログラムを提供できるよう、引き続き、青少年育成団体の支援と連携強化に努めてまいります。

習志野市基本構想(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
26	第5章 目標別の施策の展開 基本目標1 自ら考え、地域社会に参加できるまち 基本施策3 きめ細かな相談支援体制の整備	P.73	16 子育て支援コンシェルジュの充実 市原市などは市民が子育て支援コンシェルジュとなる育成プログラムがあり、人材の幅を広げる工夫も必要ではないでしょうか？ ■ 備考	現在、本市では、適切な相談への対応や幅広い情報提供ができるよう、現場での保育経験等を有する方について、子育て支援コンシェルジュとして採用しております。また、採用後は、本市独自の研修カリキュラムを用意し、受講を修了した方について、子育て支援コンシェルジュとして認定し、現場で活躍していただいております。
27	第5章 目標別の施策の展開 基本目標2 認め合い、支え合い、助け合えるまち 基本施策4 権利擁護と福祉・人権教育の推進	P.91	61) こどもを守る地域ネットワーク事業 情報交換、連携とありますが具体的にどのような計画がありますか。	要保護児童対策地域協議会において定期的または必要に応じて関係機関と情報共有する機会を設けております。また、適宜関係機関と連携しながら支援を実施しております。
28	第5章 目標別の施策の展開 基本目標2 認め合い、支え合い、助け合えるまち 基本施策4 権利擁護と福祉・人権教育の推進	P.91	61) こどもを守る地域ネットワーク事業について さらに具体的にどのような計画がありますか。  例えば、オレンジテラスや、地域テラス事業のこどもや若者むけ「こども若者テラス」のような事業があると、地域活動団体も取り入れやすいのではないかと思います。	こども家庭センター運営事業において、こども食堂やヤングケアラーの居場所に対する支援を実施しております。今後も必要に応じて地域活動団体の支援を推進してまいります。